

番号もカードもいらない

様式は市区町村によって違いがあります。

← 通知カード

◎ これだけあれば十分

← 個人番号カード申請書

✕ これは送らない、
使わない



10月5日から、住民登録があるすべての日本人と在留外国人に、12桁の個人番号（マイナンバー）が付けられます。嫌いな数字でも、変更できない、あなたに一生つきまとう背番号です。

来年（2016年）1月1日からは、個人番号カードの交付が始まります。このカードにはICチップが搭載され、その部分に、将来は健康保険証やクレジットカード、ポイントカードなど他のカードも統合する計画があります。

指紋や顔貌などの生体情報も本人確認のためという理由で入れる計画です。政府の計画が予定通り進めば、2020年頃には、全員に持たせ、毎日持ち歩くことにもなりかねません。

消費税10%で悪用はNO! 国会で一度も議論もされず、突然出てきたのが2017年4月からの消費税税率10%引き上げに合わせて、お酒を除く飲食料品購入のうち2%分、上限4,000円を銀行口座に振り込み還付する案です。



個人番号カードを買物の時には持ち歩き、お店の端末機でチェックするしくみですが、そもそもカードの取得は任意なのに、麻生財務大臣は「**カードを持っていきたくなければそれでいい、その代わり減税はない**」とまで言っています。

暴言と脅しとは、安倍政権の本質、そこまでして個人番号カードを持たせようというのは、カードを使って国が市民のふところや趣味嗜好、思想信条まで管理し、監視しようという狙いがはっきりしてきました。

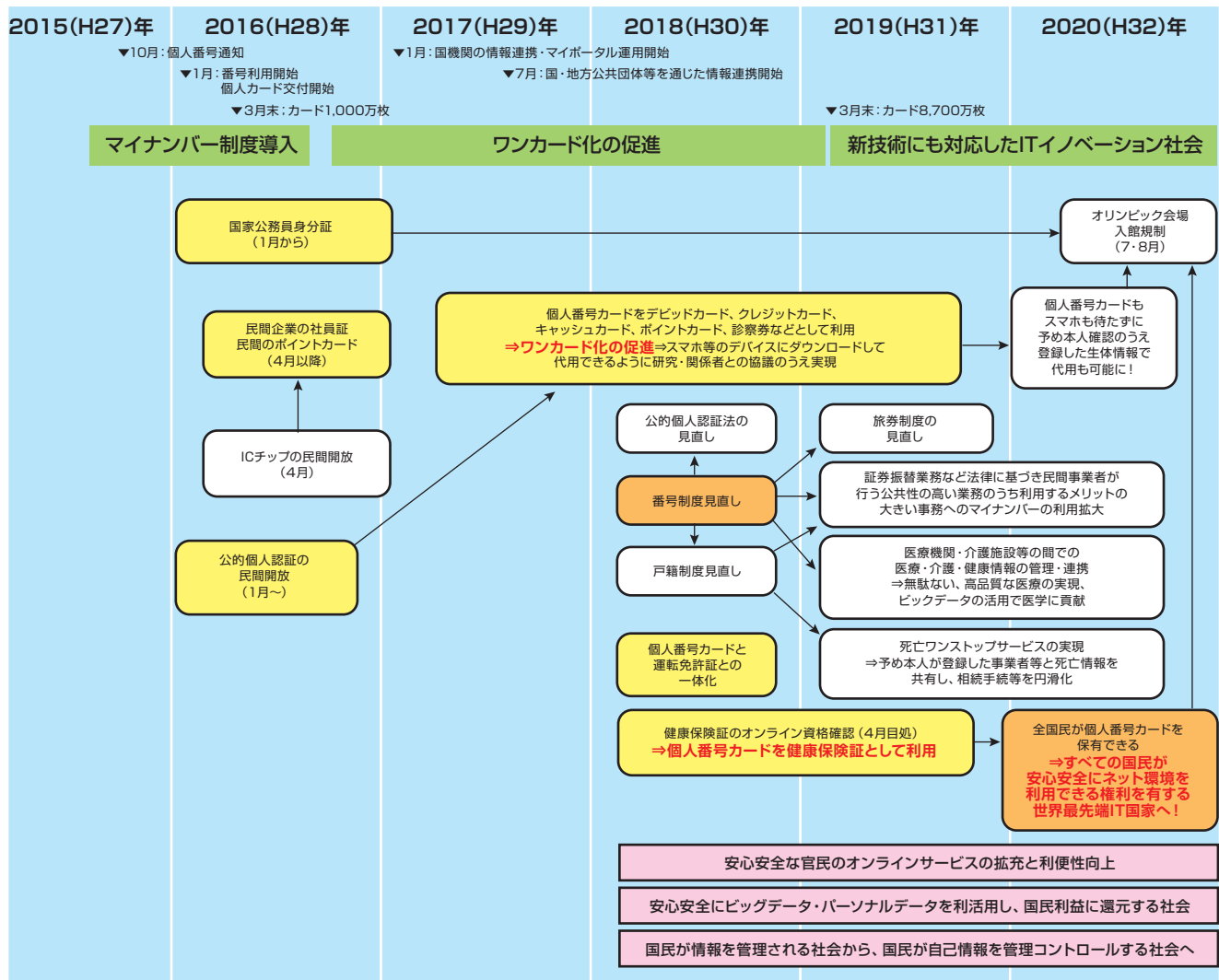
会社など法人に過剰な負担を強いる 民間会社は、社会保険や税務関係書類に、従業員の個人番号や顧客の個人番号を記入して関係官庁に提出する義務を負います。そのため、民間会社は、番号付個人情報の収集時の本人確認やその収集した個人情報の保管に特別な措置を講じる必要があります。

日本の全企業の99%以上が中小零細業者です。その費用や手間は、中小零細業者に過剰な負担となっています。そのためほとんどの企業が準備不足の状態です。個人番号のダダ漏れの危険が一杯です。

個人番号カードがなくても暮らせる社会を守りましょう!

安倍政権がめざすのは、 番号とカードで市民を丸裸にし、 国の管理を強める暗黒社会です～ いまだからNO!を

マイナンバー制度利活用ロードマップ



政府のIT総合戦略本部 マイナンバー分科会 (2015年5月20日) 資料6を簡略化した

- カード1枚で、健康保険証、社員証、キャッシュカード、クレジットカード、ポイントカード、車の車検証? これって便利ですか?
- 預貯金、生命保険、損害保険、証券すべての取引にあなたのマイナンバーが付けられ、企業に保管されれば、あなたの番号付個人資産情報はお宝情報になります。日本だけでなく、世界中からハッカーが、企業にハッキング攻撃をかけるようになります。
- セキュリティに100%はありません。日本の番号付個人情報、必ず狙われます。

日本は「番号後進国なの？」

番号とカードの制度は各国で様々～マイナンバー制度は世界では例外

日本がめざしているマイナンバー制度の導入先進国は、韓国、シンガポール、スウェーデン、エストニアなどのようです。住民登録を元に番号を付け、民間分野でも利用しているという、日本の5年後、10年後を予想できる国です。

韓国は、1962年に朝鮮半島南北休戦状況の下、北からのスパイや武装集団の侵入を防ぐ目的で、韓国民全員に住民登録番号を付け、住民登録証を全員に交付しました。しかし、同じ番号使用が便利というので、民間分野でも利用が進み、インターネットでも個人番号を入力しないと画面が展開しない程番号利用が進み、その結果、大量の個人情報流出と成りすまし事件が起こるようになりました。

シンガポールは、引っ越し手続きをすべて交番で済ますことができます。つまり警察が国民情報をすべて把握しているという番号制度です。

スウェーデンやエストニアは番号先進国ですが、個人情報保護の意識と仕組みが日本とは大きく異なり、スウェーデンでは住民登録も所得情報も公開されています。

アメリカは住民登録制度がなく、任意取得の社会保障

番号ですが、民間で広く使っている結果、連邦司法省統計で2006年～08年に、成りすまし犯罪被害1,170万件（16歳以上の全人口の約5%）に上っています。成りすまし損害額は、約173億ドル（約2兆円以上、年間6500～7000億円）。

官民分野共通番号制度の見直し 韓国、アメリカ、カナダなどでは、民間分野での利用禁止（カナダ）、規制（韓国）、省庁により独自番号への切り替え（アメリカ国防総省）など、官民分野共通利用の見直しを始めています。カードは、アメリカは紙製、カナダは廃止、韓国はプラスチック製で、ICカードは使用していません。

オーストラリアは、当時の左派政権が国民番号法案を提出、その際政権は情報をきちんと示したうえで国会や国民の議論を徹底して行った結果、法案は否定され、その代わりに納税分野の番号制度に切り替えた経過があります。納税のための番号制度ですから強制ではなく、ブラック企業や倒産しそうな取引相手には番号を提示せずに申告所得税の最高税額を納付した後、確定申告で還付を受ければ不利益は生じず、プライバシーも守られます。それでも「記入済み申告書」制度が採用できています。見習うべき民主政治と番号制度ではないでしょうか。

イギリスでは保守党がカードを廃止した

イギリスでは2006年に、労働党政権がID・身分登録証明カード法を制定し、国民全員に順次、身分登録証、番号カードを導入、2013年に義務化する政策を実施しつつあった。ところが2010年5月の総選挙で労働党が敗退し、保守党と自由民主党の連立政権が誕生、そして市民的自由の回復のためにつぎの政策プログラムを実

施した。

① ID（身分登録証明）番号カード制の廃止、国家身分登録台帳の廃止および次世代型生体認証式パスポートの導入撤回 ② 監視カメラ（CCTV）の過剰設置を抑制する ③ 保護者の許可なしに学校での子どもの指紋採取を禁止する など

キャメロン保守党党首IDカード計画の廃止を宣言!!

◆連立政権誕生1年前の2009年6月25日、キャメロン保守党党首がロンドン大学で演説◆

DNAデータベースの社会、それはどんな独裁政権よりも強い社会だ。われわれは指紋や目の虹彩やその他多くの個人情報をIDカードの強制力によって渡さなくてはならなくなる。

2007年、イギリスのプライバシーNGO（PI）によると、イギリスのプライバシー保護は（世界の主要国）47国中43番目で、ヨーロッパでは最低とランクされている。ロシアと中国よりちょっといいだけだ。

ICカードに50の詳細な個人情報が、国のコントロール下に移されてしまう。名前だけでなく住所や生まれた場所、さらにはあなたの肖像や署名、指紋、目の虹彩や顔の輪郭も。もし、カードを取得しなければ、罰金を科せられる可能性もあり、公的機関で働く人たちは、最初に登録を余儀なくされる。

もし国家が自分たちをコントロールすることをやめさせたいならば、われわれはこの監視国家に立ち向かわなくてはならない。われわれは、IDカード計画を廃止する。われわれは、無辜の人々のデータを、DNAデータベースから取り除く。

（BBC NEWS、抄訳：新津久美子）



マイナンバー Q&A 共通番号制度 【通知カードいらない、番号記入しない編】

Q 通知カードを 受け取りたくないのですが？

A 通知カードを返上しても個人番号は付番され、また返上が多かったからといって番号制度が廃止されるということでもありません。大事なことは、より多くの人々がそれぞれの方法で、番号制度への反対の意思表示をすることです。

2016年1月から、番号法で利用が定められた行政等の手続きでは、個人番号（マイナンバー）の記入が求められます。その際に番号の確認と身元確認のために、本人確認書類の提示を受けなければならないことになっています。

本人確認書類は、個人番号カード、または通知カード＋運転免許証やパスポートなどの顔写真付書類となっています。ただ通知カードを返上して持っていなくても、健康保険証など2種類の公的書類の提示など代替の方法があり（番号法施行規則。以下を参照）、通知カードがなくても多少の不便はあっても必要な手続きは可能です。また、有料ですが通知カードの再交付も可能です。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/kakunin.pdf>

Q 個人番号を書かなかつたら どうなりますか？

A 年金、福祉、保険給付や税申告などの手続きでは、番号を記載しなくても従来同様の本人確認によって手続きできます。番号法に個人番号の記入を義務づける規定

はありません。記載されなかった場合、個人番号を行政内部で調べて記載する扱いになっています。国税関係では、番号記載が義務づけられていますが、記載がない場合でも受理すると国税庁は説明しています。いずれの場合も記載を求められますが、番号を記入したくない思いを伝えることは可能です。

住所を喪失しているなどの理由で、通知カードを受け取れず個人番号が付番されていない人は、そもそも記載できません。生活保護申請でも番号記載を求められますが、記載がなくても申請は受けることになっています。社会的に弱い立場では、記載がないことを理由に申請を拒まれるおそれがあり、泣き寝入りしないよう社会的な支援が必要です。

Q 会社や学校ぐるみで個人番号カードを 「一括申請」することは？

A 政府は総務省令の改正という手続きだけで、法人などの団体が個人番号カードの「一括申請」を可能にしようとしています。これはまさに個人番号カードの普及強化策です。「一括申請」は「イヤだ」と思う人に対してかなりプレッシャーを与えることになるでしょう。労働組合のある職場のみなさんには、特に組合として当局に対して「一括申請」を行わないよう要求してください。会社にとって負担増になることなので、利害が一致する面もあります。労働組合がない職場でも自分の思いを伝えましょう。制度の趣旨はあくまでも個人の意思に基づく本人申請です。



私たちは10月の個人番号通知、来年（2016年）1月からの個人番号利用開始とカード交付の延期を政府や市区町村長に要求しています。

自治体議員緊急共同アピール。私たちは、番号利用拡大法案の廃案及び番号法 10 月施行の延期を求めます（2015 年 7 月 6 日）

◎共通番号（マイナンバー）制度をもっと詳しく知りたい方へ

『マイナンバー制度 番号管理から住民を守る』

白石孝・清水雅彦著 自治体研究社

『共通番号の危険な使われ方』

白石孝・石村耕治・水永誠二編著 現代人文社



共通番号いらないネット（共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会）

web サイト：<http://www.bango-iranai.net/> 電話：090-2302-4908 Eメール：kyotu@bango-iranai.net